

氏・名・フリガナの変更届を提出する方へ

氏、名、フリガナを変更する届出のあとには、以下のような手続きが必要になります。
該当する方は、それぞれの窓口・機関においてご相談・お手続きをしてください。

国民年金：住民登録のある市町村役場（年金係等）または年金事務所

国民健康保険・後期高齢者医療保険：

住民登録のある市町村役場（保健衛生課、国民健康保険課など）

社会保険：職場（総務課や人事課など）や社会保険事務所

印鑑登録：住民登録のある市町村役場（住民課、市民課など）

※登録されている印鑑によっては再登録が必要な場合があります。

その他：マイナンバーカード、パスポート、児童手当、児童扶養手当、
子ども医療費受給者証、介護保険証など

— その他名義変更について —

運転免許証（住所地を管轄する運転免許センターなど）、その他の保有免許証等

金融機関の口座名義、クレジットカード

生命保険

携帯電話

その他、必要に応じて



※住所、本籍、氏名の変更があれば必要に応じてお手続きをお願いします。

お手続きには住民票や戸籍証明書が必要になる場合があります。

あらかじめ、諸機関へ確認して証明書を取得されるとスムーズにお手続きが進められます。